

基本的人権としての 社会保障の再生を

安倍内閣による社会保障の変質・解体と格差・貧困の広がり

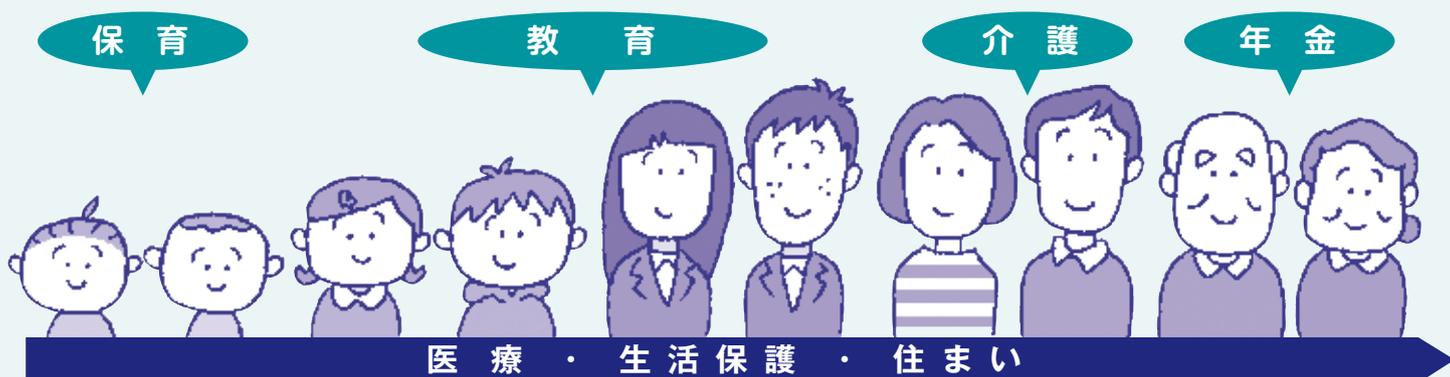
安倍内閣・自公連立政権が2012年12月に誕生して5年経とうとしています。安倍内閣は、この間、日本国憲法を踏みにじて日本を「戦争する国」に変えようとするとともに、日本を「世界で一番企業が活動しやすい国」にすると公言して、労働法制の全面的な「規制緩和」と「税と社会保障の一体改革」などを強力に進めてきました。

このパンフレットは、安倍内閣によるこの5年間の日本の社会保障制度の変質・解体攻撃の全体像と、その結果としての広範な労働者・国民の中での格差と貧困の広がりについての暴露と批判を行うとともに、憲法25条にもとづいて、すべての国民が「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができるための社会保障制度の再生をめざして発行するものです。

安倍内閣の5年間で何が起きたか	
実質賃金の低下	▲10.1万円 (2012年391.2万円→2017年381.1万円)
ワーキングプアの増加	+42.3万人 (2012年1,090万人→2016年1,132.3万人)
社会保障の負担増と給付減	6.5兆円(*)
消費税の大増税	7兆円 (5%→8%2014年)
大企業減税	4兆円 (安倍内閣の5年間の累計)
大企業の経常利益	+16.4兆円 (2012年度26.0兆円→2016年度42.4兆円)
大企業の内部留保	+70兆円 (2012年度333兆円→2016年度403兆円)
日本の大富豪40人の平均保有資産	2倍の4千億円に (2012年2千億円→2017年4千億円)

(*) 安倍内閣の5年間ににおける社会保障の負担増と給付減：6兆5千億円

- 医療：1兆円
 - ・診療報酬の削減
 - ・70～73歳の窓口負担を2割に引き上げ
 - ・協会けんぽにたいする国庫補助の削減
 - ・高額療養費の自己負担限度額の引き上げなど
- 介護：0.54兆円
 - ・介護報酬の削減
 - ・利用料2割負担の導入
 - ・施設の食費・居住費の値上げなど
- 年金：4.8兆円
 - ・厚生・共済・国民年金の保険料の引き上げ
 - ・「特例水準の解消」や「マクロ経済スライド」による削減
- 生活保護：0.16兆円
 - ・生活保護費の削減



contents

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1 社会保障制度「改革」の全体像 …………… 2-3 | 6 どの子にも健やかな発達を保障できる保育に …………… 12 |
| 2 税・財政の現状と社会保障の再生に向けた財源の確保 … 4-5 | 7 医療・介護・保育労働者の労働条件 …………… 13 |
| 3 生活保護は国民の生存権を保障するナショナルミニマムの基軸… 6-7 | 8 子ども・若者が希望を持てる社会にするために …………… 14 |
| 4 年金は基本的人権 — 高齢者や遺族、障害者の生活を保障 … 8-9 | 9 住まいは人権 — 住まいの問題は基本的人権の重要な構成要素… 15 |
| 5 すべての国民に安心・安全な医療・介護を …………… 10-11 | 社会保障は基本的人権 …………… 16 |

1 社会保障制度「改革」の全体像

国の社会保障の責任を放棄 「家族相互・国民の助け合い」に変質



ポイント

- 1 社会保障は長年の労働者・国民のたたかいでちとってきたもの。労働者・国民間の貧困をなくし、生活を守る制度。憲法25条はすべての国民に生存権を保障し、その責任を国に課している。
- 2 安倍内閣は日本の社会保障制度の全面的な変質・解体を進めた。その結果、国民の間で格差と貧困が急速に広がった。

1 社会保障ってなに？

資本主義社会において、私たち労働者は、「働いて、賃金を得て、それで生活をしている」のですが、解雇や失業、傷病・障害、老齢などによって「働けなくなる」とたちまちのうちに生活ができなくなってしまいます。そうした労働者・国民の生活（＝貧困）の問題に、国として対応し、歴史的に形成されてきたのが、社会的な生活保障の諸制度（＝社会保障制度）で

す。それは、失業（雇用）保険、労災保険、医療・介護保険、障害・老齢年金、生活保護などからなりますが、社会保障制度は、資本主義社会の下で、失業と貧困に苦しむ労働者・国民の長年のたたかいによってちとってきたものです。

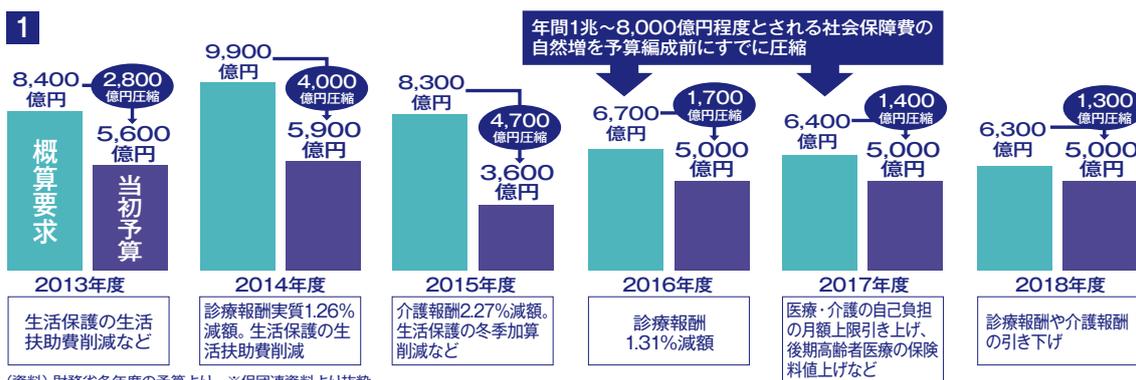
日本国憲法は、第25条において、国民の生存権と国の社会保障責任を高らかにうたっています。

2 「社会保障制度改革推進法」が社会保障変質・解体の出発点 そして「骨太方針 2015」の「改革工程表」でスピードアップ

安倍内閣によるこの間の社会保障制度の改悪は、民主党政権末期に成立した民主・自民・公明3党による議員立法である「社会保障制度改革推進法」（2012年8月成立）にもとづき、進められてきました。そこでは、日本国憲法にもとづく「国民に対する生存権保障と国の社会保障責任」が否定され、社会保障は「自助、共助、公助の組み合わせ」、「家族相互及び国民の助け合いの仕組み」とされました。「給付の重点化と制度の運営の効率化」、「保険主義の徹底」がめざされ、財源については消費税を充てるとしました。

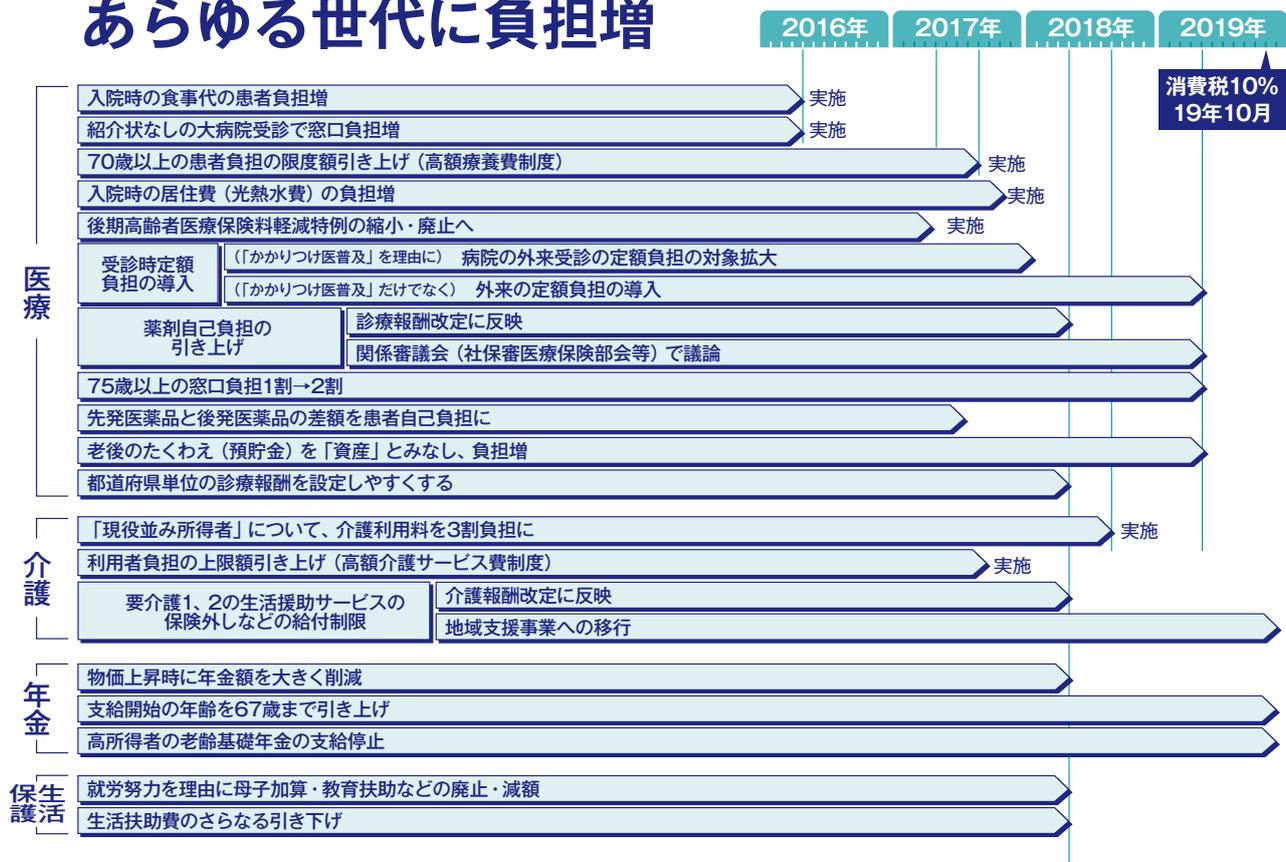
安倍内閣は、発足時の2013年度予算から毎年、高齢化の進展にともなう社会保障費の自然増を無理やり圧縮して、生活保護費の切り下げや診療報酬や介護報酬のマイナス改定などの制度改悪・水準切り下げを強行し続けてきました（2018年度も1300億円の切り下げを予定）。

2015年、安倍内閣の経済財政諮問会議は、その「骨太の方針2015」における「経済財政再生計画」で、社会保障分野の「改革工程表」を示し、さらに社会保障制度の変質・解体をスピードアップしました。



2 要注意 政府の計画で

あらゆる世代に負担増



3 アベノミクスの5年間で広がった格差と貧困

日本の富裕層上位40人の資産はこの5年間で2倍となり、その金融資産15兆9,260億円は日本の人口の半分6千万人が持つ資産と同じとなりました。一方で貯蓄ゼロ世帯は427.4万世帯増え、全世帯の35.5%を占めるに至っています。

2017年1～3月期の大企業の経常利益は20.1兆円と過去最高、内部留保も400兆円を超えました (財務省の2017年1～3月期の「法人企業統計調査」より)。2018年3月期も最高益を更新すると予想されて

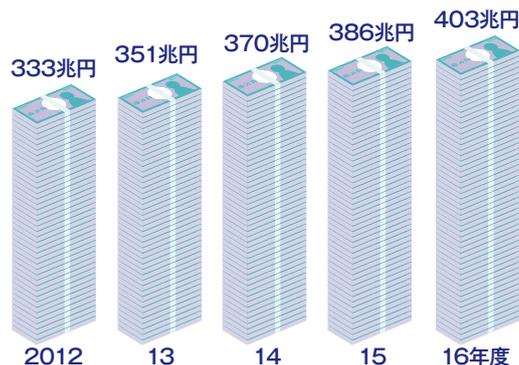
います (時事通信社の8月10日集計より)。

その一方で、国民の6人に1人、約800万世帯が貧困 (貧困ラインは122万円) にあえいでいます (2016年の貧困率は15.6%)。年収200万円未満のワーキングプア世帯が全世帯の19.6%・約1千万世帯 (厚労省の2015年の「国民生活調査」より) で、非正規労働者は2012年の1,816万人 (非正規労働者率35.2%) から2016年2,023万人 (同37.5%) と207万人 (2.3%) 増え、2千万人の大台に乗りました (総務省「労働力調査詳細」より)。

3 富裕層上位40人の資産が2倍増、貯蓄ゼロ世帯は427.4万世帯増



4 どんどん増える大企業の内部留保



(資料)財務省法人企業統計から作成。資本金10億円以上の大企業(全業種)

財政の再建と

社会保障の再生・拡充の両立は十分できる



ポイント

- 1 税と財政、社会保障の果たす経済的役割は、所得の再分配による貧困の解消と格差の是正。税の民主的原則は「生計費非課税、累進・総合課税」（消費税は最悪の大衆課税）。財政の大原則は「出（いずる）を量りて入（はいる）を制す」。
- 2 日本のほんとうに不公正な税制をただせば、財政の再建と社会保障の充実の両立は可能。

1 税・財政の本来の役割は所得の再分配による貧困と格差の是正

税・財政の基本原則に関するQ&A

Q1 民主主義国家における税と社会保障の果たす役割は？

A1 「所得の再分配」による格差と貧困の是正、それによる国民生活と社会の安定です。

格差と貧困の発生が不可避である資本主義社会において、民主主義的国家における「税と財政の果たすべき経済的役割」は、「『所得の再分配』による格差の是正と貧困の解消」であり、それによる国民生活と社会の安定の確保です。しかし、現在の日本の現状は、消費税の増税と金持ち・大企業減税に見られるように大多数の労働者・国民から大企業・大金持ちへの「所

得の“逆”再分配」ともいえる現象が起こっています。

Q2 日本国憲法にもとづく税の民主的基本原則は？

A2 第1に「生計費（生活費）非課税」、第2に「応能負担＝累進・総合課税」です。

日本国憲法の下で、国民が「納税の義務」（憲法30条）を負うのは、憲法が保障する基本的人権を実現するための財政的保障だからです。そして、基本的人権、とりわけ生存権を侵害するような課税は、本来許されません。したがって、「日本国憲法にもとづく税の民主的原則」は、第一に、「生計費非課税」であり、第二に「応能負担（累進・総合課税）」が基本とされなければなりません（累進：収入が増えるにつれて税負担を重くする。総合：所得だけでなく、利息や配当、資産などにも総合的に課税する）。

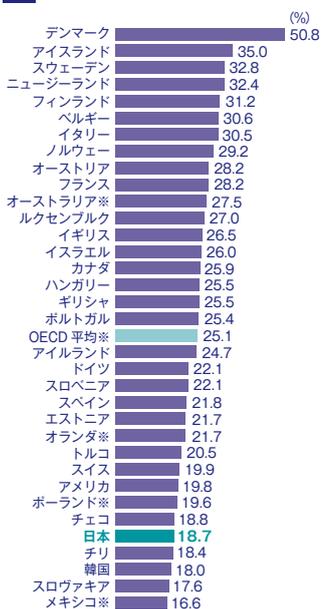
こうした税の民主的原則から言えば、消費税は生活そのものに課税される、極めて逆進性の強い最悪の大衆課題です。安倍内閣が予定している2019年10月の消費税10%増税は絶対に許してはなりません！

Q3 財政についての基本的な大原則は？

A3 「出を量りて、入を制す」です。

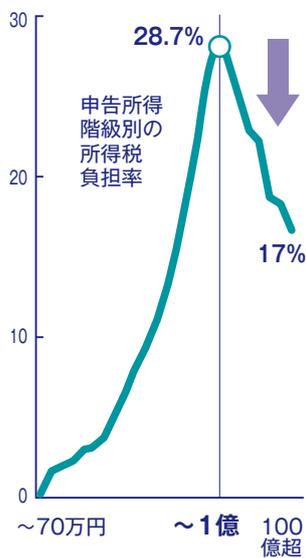
また、「財政の基本的な大原則」は、「出（いずる）を量りて、入（はいる）を制す」です。決して「家計」のように「収入に応じた支出をする」ではありません。すなわち、すべての国民に基本的人権（とりわけ生存権と教育を受ける権利）を保障するのに必要な歳出を計算し、それに必要な歳入を前述した税の民主的原則にもとづき調達するということが基本におかれなければなりません。

5 税収/GDP比の国際比較



(資料) OECD データベース、2014年データ
(※の国は2013年データ)

6 所得1億円を超えると負担率が下がる



(資料) 2014年分、国税庁統計から作成

2 不公正な税制を正せば、 財政再建と社会保障の再生・拡充の両立は十分可能

日本の税収のGDP（国内総生産）に占める割合は18.7%であり、OECDの平均25.1%を6.4%も下回っています。これをOECD並みの25.1%にすれば、34.4兆円の税収増となります（2016年度のGDP537.9兆円にもとづき計算）。

また、社会保障給付費のGDP比は、日本は23.1%ですが、これをドイツ並みの29.0%、フランス並みの32.4%まで引き上げれば、それぞれ31.7兆円、50.0兆円増やせます。

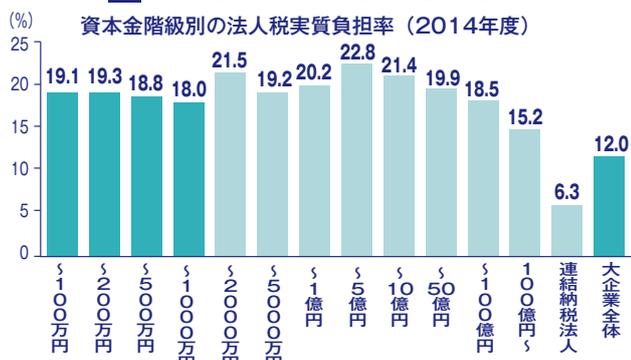
大企業や大金持ちに“応分の負担”を求めれば、急増した軍事費と米軍に対する思いやり予算、無駄な公共事業費を見直し、日本の大企業のタックスヘイブンで

の税逃れ（ケイマン諸島だけで76兆円もの税逃れの投資をしている！）にきちんと課税をすれば、財源は確保できます。

国公労連の「税制改革提言」によれば14.1兆円の増収が見込め、「不公平な税制を正す会」の税制改正による増収試算は26.8兆円となっています。

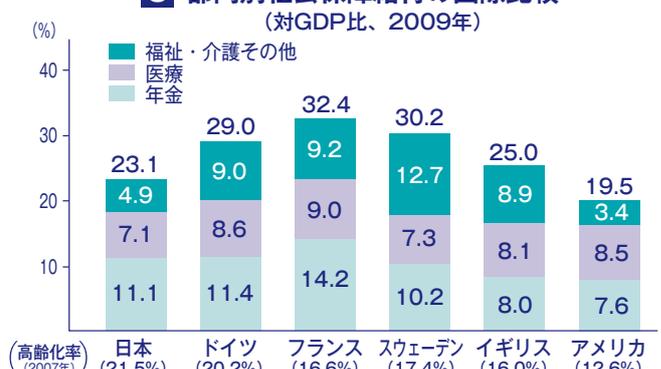
400兆円を超える大企業の膨大な内部留保も、賃金の抑え込みやリストラ「合理化」、非正規労働者への置き換えといった労働者犠牲で生みだされてきたものであり、労働者・国民に還元するのが当たり前ではないでしょうか。

7 大企業ほど法人税の負担が軽い



(資料)国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」2014年度

8 部門別社会保障給付の国際比較



(資料)厚生労働省資料

9 タックスヘイブン化している日本 大企業富裕層優遇税制を応能負担に転換すれば 社会保障財源は生み出せる

国公労連の「税制改革提言」

不公平税制は正による財源試算表
租税特別措置等の見直し（不公平税制は正）

(2016年分：単位・億円)

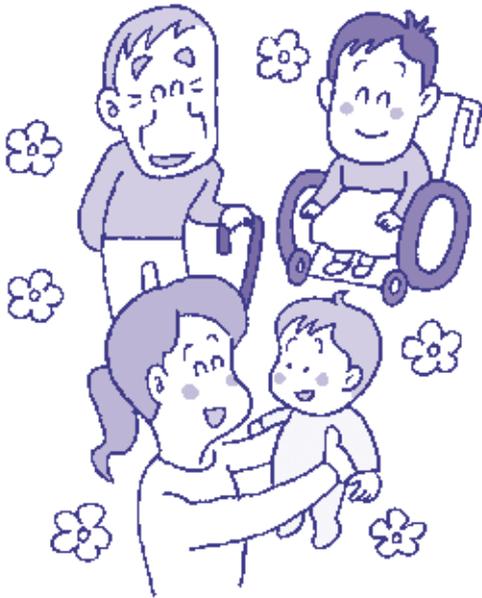
(1) 廃止すべき制度	試算額
①株式発行差金（プレミアム）非課税	0
②受取配当益金不算入	38,283
③海外投資等損失準備金	446
④異常危険準備金	932
⑤原子力発電施設解体準備金（含、使用済燃料再処理準備金）	632
⑥探鉱・海外探鉱準備金	606
⑦貸倒引当金	6,208
⑧特別償却及び割増償却	573
⑨試験研究費の税額控除等	12,159
⑩土地の長期譲渡所得の分離課税	8,867
⑪有価証券譲渡益低率課税	4,655
小計	73,361
(2) 適正化すべき制度	試算額
①償却資産の耐用年数の適正化	8,631
②社会保険診療報酬の所得計算の特例	864
③利子所得課税の特例	6,458
④配当所得課税の特例（源泉分離課税）	10,643
⑤株式発行差金課税見直し	37,820
⑥法人税率の見直し	3,340
小計	67,756
合計 増収試算合計	141,117

10 税制改正による増収試算

国 税	増収額
1 法人税の是正	
(1) 受取配当金の益金不算入廃止	2兆7631億円
(2) 引当金・準備金の廃止 (①~⑦)	6512億円
①返金調整引当金、②海外投資損失準備金、③保険会社等の異常危険準備金、④探鉱・海外探鉱準備金、⑤使用済燃料再処理準備金、⑥新幹線鉄道大規模改修準備金	
(3) 試験研究費の税額控除廃止	5619億円
(4) 外国子会社受取配当益金不算入の廃止	1兆2494億円
(5) 連結納税制度廃止	8381億円
(6) その他	223億円
2 所得税の是正	
(1) 個人利子課税是正	998億円
(2) 個人配当控除廃止	3270億円
(3) 給与所得控除の是正（上限年収1,500万円）	5040億円
(4) 土地譲渡所得総合課税化	1兆2089億円
(5) 有価証券譲渡所得総合課税化	220億円
(6) 政治資金課税是正	7577億円
(7) その他	462億円
3 税率配分の適正化	
(1) 大企業法人税の税率改定	7兆6616億円
(2) 高額所得者の所得税率改定	1兆5100億円
国税計	18兆2232億円
地方税	増収額
1. 受取配当金の益金不算入廃止	8535億円
2. その他	3258億円
3. 所得税特別廃止に地方税（個人住民税）増収	2214億円
4. 地方税独自の特別増収	6兆149億円
5. 地方法人特別税・地方交付税への反映	1733億円
6. 法人住民税の税率配分適正化	9883億円
地方税計	8兆5772億円
国税・地方税合計	26兆8004億円

(資料)不公平な税制をただす会「福祉とぜいぎん」(2015年5月30日)

生活保護に対する攻撃は すべての国民の生存権に対する攻撃



ポイント

- 1 生活保護制度は憲法25条にもとづく国民の生存権を保障する大切な制度。生活保護に対する攻撃はすべての国民の生存権に対する攻撃。
- 2 貧困は自己責任ではない。それは経済や社会の仕組みによって必然的に生みだされるもの。貧困の連鎖を断ち切るには、最低賃金の引き上げと社会保障の充実が不可欠。

生活保護制度は、憲法25条にもとづく国民の生存権（健康で文化的な最低限度の生活）を保障する大事な制度であり、さまざまナショナルミニマム（国民生活の最低限保障）の基軸となっている制度です。だからこそ、安倍内閣は、今回の社会保障制度の変質・解体にあたって、最初に史上最大の生活保護基準の切り下げと制度改悪を強行しました。

1 生活保護の現状——利用率 1.7%、補足率 20.9% 必要な人が保護を受けられていない

生活保護を受けている人の割合（利用率）は1.7%、貧困世帯のうち生活保護を受けている世帯（捕捉率）は20.9%です（2016年度）。ドイツやイギリスでは人口の1割が生活保護を受けており、フランスやイギリスの捕捉率が90%と言われているのに比べて極めて低い水準です。生活保護の不正受給がマスコミでよく問題となっていますが、2015年度の不正受給の件数は生活保護全体の2.7%、金額では0.5%に過ぎません。生活保護費はGDPのわずか0.6%で、OECD平均2.0%の3分の1以下です。

生活保護を実際に受けているのは、高齢者世帯が全体の52.8%を占め、障害者・傷病者世帯が25.7%、母子家庭が5.8%、失業者を含むその他の世帯が15.9%となっています（2017年3月時点）。高齢者世帯と障害者・傷病者世帯が多いのは、日本の貧弱な年金制度の反映であり、母子家庭の受給世帯が多いのは（＝母子家庭全体の13.4%で、全体の利用率1.7%の7.9倍）、劣悪な児童・家族手当、非正規労働にしかつけない現実の反映であり、貧弱な保育制度と高すぎる教育費が追い打ちをかけています。

11 利用率・捕捉率の比較（2010年）

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口	1億2700万人	8177万人	6503万人	6200万人	941万5570人
生活保護利用者数	199万8957人	793万5000人	372万人	574万4640人	42万2320人
利用率	1.6%	9.7%	5.7%	9.27%	4.5%
捕捉率	15.3~18%	64.6%	91.6%	47~90%	82%

（資料）「生活保護」改革 ここが焦点だ！』（あけび書房、生活保護問題対策全国会議【編】）より

12 不正受給件数、額の変化

年度	2007	2008	2009	2010
生活保護利用世帯数	110万2945世帯	114万5913世帯	127万588世帯	140万5281世帯
生活保護費総額	2兆6175億円	2兆7006億円	3兆0072億円	3兆3296億円
不正受給件数 (全体に占める率)	15,979 1.44%	18,623 1.62%	19,726 1.55%	25,355 1.80%
不正受給額 (全体に占める率)	91億8299万円 0.35%	106億1798万円 0.39%	102億1470万円 0.34%	128億7425万円 0.38%

（資料）2012.3厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より作成

生活保護 受給者の声

「食事さえ犠牲にしての生活」「現在の生活は『死なない程度』の状態」「『何もせずずっと寝とけ』と言われているような気に」「生きがいをどんどん奪われているような気に」「これ以上、削るところがない」「もはや努力の限界を超えた」

いのちのとりで裁判全国アクションのホームページに載った「当事者の声」より

2 安倍内閣による生活保護基準の切り下げと制度改悪

安倍内閣は、“史上最大・最悪”の生活扶助基準の切り下げを強行しました（最大1割、2013年8月から3段階で実施）。生活困窮者自立支援法（2015年4月施行）を制定するとともに、生活保護法を改悪（2014年7月施行）し、「申請の厳格化」、「扶養義務の強化」、「不正受給に対する罰則の強化」を行いました（反対運動で運用はこれまでと変わらないとされています）。さらに、住宅扶助基準の引き下げ（2015年7月）、冬季加算の削減（2015年冬季）も強行しました。さらに、2018年4月実施予定の生活保護基準の見直しに向けて、さらなる生活扶助基準の引き下げ、母子加算・障害者加算や級地の見直しを

しようとしています。

いのちのとりで裁判

安倍内閣による“最上最大・最悪”の生活扶助基準の切り下げに対して、普段は声をあげにくい生活保護受給者が、「憲法で保障された生存権を侵害し、生活保護受給者の尊厳をないがしろにするもので許せない」と裁判に立ち上がっています。全国の29地裁で955人を超える原告、300人を超える弁護団が、裁判闘争をたたかっています。支援の輪も大きく広がっています。

3 貧困は自己責任ではない——貧困の連鎖を断ち切るには

貧困は決して自己責任ではありません。それは、誰もが解雇や失業、病気や障害、老齢などで働けなくなったら、たちまちのうちにもたらされるものです。また、生計費以下の低賃金によっても（いわゆるワーキングプア）もたらされます。いわばすべての労働者・国民が貧困と背中合わせで生活をしているのです。

そうした貧困への転落を予防し、救済するのが社会保障制度です。また、「働いても貧困」というのは、生存権を保障した憲法や「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とした労働基準法が許していないものであり、早急に「最低生計費を上回る最低賃金」に引き上げることが求められています。地方労連がおこなった最低

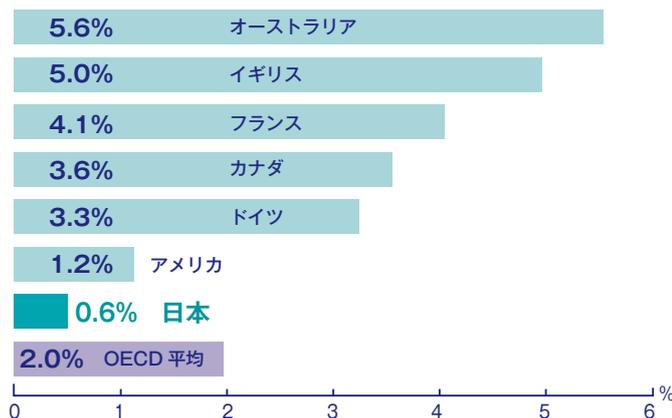
生計費調査では、「月収で平均22～25万円」「年収で平均275万円」必要となっており、これを月150時間・年間1800時間の労働時間で換算すればだいたい「時給1,500円」になります。

わたしたちの要求

生活保護は、すべての国民の“最後のいのちのとりで”（=憲法25条）にもとづくすべての国民に生存権を保障する制度であり、就学援助や国保料や公営住宅の減免などさまざまな制度の「ナショナルミニマム」です。

- 1 国連社会権規約委員会の日本政府に対する勧告（2013年5月17日）を遵守すること。
 - ① 生活保護の申請手続きを簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保する措置をとること。
 - ② 生活保護につきまとうスティグマ（恥辱）を解消する目的で、住民の教育を行うこと。
- 2 生活保護が必要なすべての人々に十分な保護をおこなうこと（受給漏れをなくすこと）。
- 3 この間のすべての基準引き下げを、憲法の視点、すべての国民に対する生存権（=すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準）を保障するという観点から総点検・見直しをおこなうこと。

13 各国の社会扶助費のGDPに占める割合比較



高齢者、障害者、シングルマザー……

安倍内閣による“弱い者” いじめで広がる貧困



ポイント

- 1 この間の年金の引き下げ、医療・介護の保険料・利用料の値上げが高齢者・年金生活者の生活を直撃し、高齢者・年金生活者の中で貧困が急速に広がっている。ぼうだいな年金積立金を使えば、この間の年金の引き下げは必要なかった。
- 2 さらなる年金の改悪がねらわれている。政府は意図的に若者と高齢者を対決させようとしている。

安倍内閣のこの間の“弱い者”いじめ、高齢者、障害を持つ人、シングルマザーなどに対する攻撃は目に余るものがあります。特に、今回の社会保障制度の変質・解体攻撃にあたっての、高齢者に対する攻撃＝年金と医療・介護の大改悪はすさまじいものです。

1 安倍内閣による年金の支給基準の切り下げで高齢者の貧困が急速に広がる

安倍内閣は、毎年、年金の支給水準を切り下げてきました。2013年から15年にかけては、「物価特例水準の解消」を口実に2.5%切り下げ、2015年は「マクロ経済スライドの実施」を口実に0.9%、2017年度も「物価変動」を口実にさらに0.1%切り下げ、この5年間に合計で3.5%も年金水準を切り下げました。一方で物価は2014年の消費税8%増税などの結果、2013年から2016年にかけて3.8%アップしています。また、医療や介護の保険料・利用料の値上げの影響も見逃せません。

そうした結果、高齢者の中で貧困が急速に広がっています。立命館大学の唐鎌直義教授の試算によれば、高齢

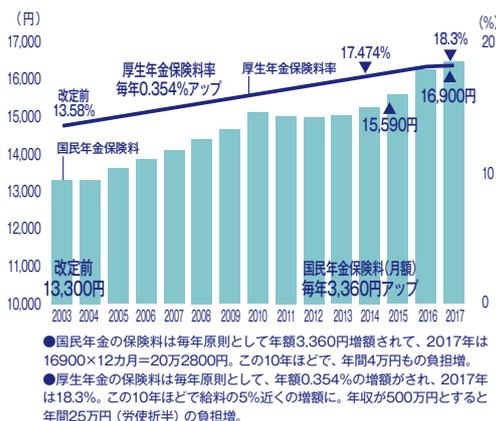
者世帯の貧困率は26.2%と全世帯の平均15.6%より10%以上も高く、特に女性の高齢単身世帯56.0%、男性の高齢単身世帯37.7%と単身世帯が深刻です。

2016年12月、安倍内閣は、「年金カット法」を強行成立させました。年金カット法は、新しい年金改定のルールを定めた法律で、①賃金上昇が物価上昇を下回る場合は賃金に合わせて改定（2021年4月実施）と、②マクロ経済スライドの積み残し分を翌年度以降に持ち越す（キャリアオーバー）（2018年4月実施）というもので、いずれも年金水準の引き下げにつながっていくものです。

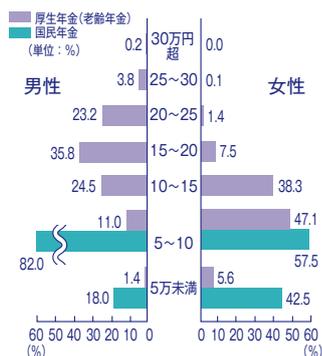
14 厚生年金平均受給額は…
(男女の平均)



15 年金保険料は増え続けている



16 厚生年金・国民年金受給額の分布



(注)厚生年金(老齢年金)・国民年金のそれぞれについて、2014年度末における受給月額階層ごとの受給者数の比率
(資料)厚生労働省「厚生年金・国民年金事業年報」(2014年度末)

2 国民の大切な財産である年金積立金を危険な株式で運用

2015年度末の公的年金制度全体の年金積立金は174.7兆円と膨大なものになっています（厚労省「社保年金数理部会」の資料より）。この年金積立金を活用すれば、年金水準の切り下げをおこなう必要はなかったし、この間の物価上昇に見合った引き上げも十分可能でした。ところが、安倍内閣は、わたしたちの大切な年金積立金を国内外の株式市場に運用しています。2016年末のGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の積立金は153.4兆円で、わたしたちの年金積立金のほとんどを運用しています（内訳は、国内債券30.5%、国内株式24.4%、外国債券13.5%、外国株式23.9%、短期資産7.7%）。ソフトバンクの孫正義やユニクロの柳井正などの大金持ちはこの間の株価の上昇によって資産を倍加させていますが、それを支えたのは私たちの年金積立金なのです。こんなことが許

されてよいはずがありません。

年金引き下げ違憲訴訟

年金者組合は、安倍内閣による「物価特例水準の解消」を口実にした2.5%もの年金水準の切り下げは許されないと、全国各地で「年金引き下げ違憲訴訟」を提訴。全国39の地裁で4,810人の原告が裁判闘争をたたかっています。特例水準の解消は、公益性・正当性が一切なく、憲法で保障された財産権と生存権の侵害であり、国連人権規約（社会権規約）がうたっている「社会保障制度の後退禁止原則」違反であると訴えています。

3 今後さらにねらわれている年金引き下げ、制度改悪

安倍内閣は、年金に対する課税を強化するとともに、高齢者雇用の推進とあいまって年金支給開始年齢をさ

らに引き上げることもねらっています。

年金者の



「預貯金を切り崩し、子どもからの援助で生きています」（86歳・女性）

「国民年金月6万円―貯蓄がなくなれば老後破産か自殺？」（70歳・男性）

「『少子化』と『高齢化』は高齢者の責任ですか」（71歳・男性）

年金者組合発行「年金裁判違憲訴訟陳述集“とどろけ心の叫び”」より

4 年金者と若者・子育て世代との分断は許さない

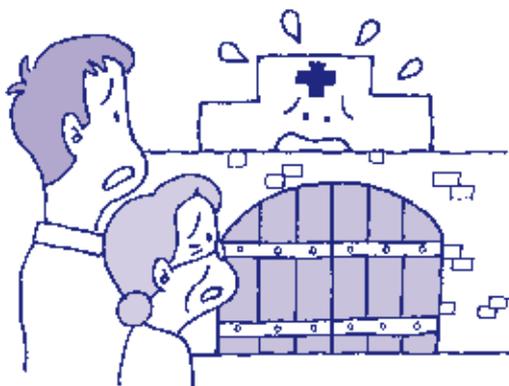
安倍内閣は、「世代間の不公正の是正」を口にし、社会保障制度を「高齢者中心から全世代型へ」転換するとしています。しかし、いたずらに世代間の対立をあおるのは誤りです。安倍内閣は、この間、医療・介護、年金、生活保護の改悪を進めてきましたが、それは、高齢者の生活を直撃するとともに、若者の将来不安を拡大するものでしかありません。若者の将来不安を解消するに

は、年金、医療・介護の充実が不可欠であり、それは高齢者も若者も共通する要求です。高齢者の現在の改善は若者の未来の改善となります。それとともに問題なのは、若者の低賃金を放置し、現在の要求である高い教育費や住居費負担の改善、待機児童ゼロの実現・保育の拡充が一向に実現しないことではないでしょうか。

わたしたちの要求

- 1 すべての高齢者・障害者などが健康で文化的な最低限度の生活が営むことができる水準の、全額国庫負担による最低保障年金の創設をおこなうこと。
- 2 マクロ経済スライドを廃止すること、年金カット法は発動しないこと。
- 3 年金支給開始年齢のさらなる引き上げはおこなわないこと。
- 4 現在隔月支給である年金を毎月支給とすること。
- 5 年金積立金は国民本位に使うこと。

医療 いつでも、どこでも、だれでも 必要な医療が受けられる制度が破壊される



ポイント

- 1 医療・介護提供体制の再編で、必要な医療・介護が受けられなくなっている。
- 2 医療保険の再編と医療費の「適正化」で、保険料・利用料が大幅アップ。
- 3 混合医療の促進で患者・国民の命に差別が持ち込まれる。

安倍内閣の社会保障制度「改革」の本丸は、医療・介護制度の再編です。

どんどん増える医療費の患者負担 いのちが“金次第”に

安倍内閣は、この間、患者負担を連続的に増やすとともに、医療提供体制の縮小・再編をおこなってきました。医療介護総合確保推進法（2014年）によって、医療・介護提供体制の再編、病床の削減がめざされ、医療保険制度改革法（2015年）によって、国保財政の市町村から都道府県への移行とともに、入院時の食事代・居住費の引き上げ、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担の導入、後期高齢者保険の軽減特例の縮小・廃止などがおこなわれ、患者負担が急増しました。安倍内閣

は、2016年に患者申出療養制度を創設。保険がきかない混合医療を拡大し、患者・国民の命の差別を拡大しようとしています。

あいつぐ患者負担増

<実施済>

- 1 紹介状なしの大病院受診で窓口負担増
- 2 入院時の食事代・居住費（水光熱費）の患者負担増
- 3 70歳以上の高額療養費の患者負担上限額の引き上げ
- 4 後期高齢者の保険料の軽減特例の縮小・廃止による負担増

<今後具体化実施予定>

- 5 受診時定額負担の導入
- 6 市販品類似薬の保険はずし
- 7 75歳以上の患者負担を原則1割から2割に
- 8 老後の蓄えが資産とみなされ負担増に

医療提供体制の再編・縮小

- 1 病床の再編・縮小；現在の一般病床・療養病床134.7万床を2025年には高度急性期・急性期・回復期・慢性期病床119万床程度（▲15.6万床）に再編・縮小（地域医療構想、医療費適正化計画）
- 2 医師・看護師不足の固定化（同上）
- 3 国保の都道府県単位化など都道府県の機能の強化
- 4 患者申出療養制度による混合医療の拡大

わたしたちの要求

- 1 命は宝！－「保険証1枚で“いつでもどこでも誰でも”必要な医療が受けられる”ことを堅持すること。そのためにも保険料負担・利用料負担を大幅に軽減し、保険証の無条件全面交付をおこなうこと。
- 2 医師・看護師などすべての医療労働者の労働条件を抜本的に改善すること。人材育成・養成を大量におこない、十分な人材を確保すること。

介護 名ばかりの「介護離職ゼロ」 介護はずし、負担増で必要なサービスが受けられない



ポイント

- 1 「保険あって介護なし」と言われた介護保険制度が、安倍内閣による連続改悪によって“介護崩壊”ともいえるいっそう深刻な事態を生んでいる。
- 2 「安全・安心・笑顔の介護」にしていくには、介護保険制度の抜本的な見直し、介護報酬の大幅な引き上げ、介護保険料・利用料の引き下げが必要であり、それには介護労働者・事業者・利用者の「共同」したとりくみが必要。

“国家的詐欺”ともいうべき介護制度改悪の連続

安倍内閣は、2014年、2017年と連続して、介護保険制度の大改悪を強行しました。

年間10万人もの労働者が介護を理由として離職し、介護殺人や介護自殺・介護心中が後を絶たず、高齢者に対する虐待も増え続けています。一方で、介護の現場は、介護労働者の劣悪な賃金・労働条件、労働環境のために、離職が相次ぐとともに、介護職場の求職者が激減しているために、人手不足が慢性化・深刻化しています。介護を必要とするすべての人が、人間としての尊厳を保持し、安心して安全な介護が受けられるようにするには、介護保険制度の抜本的な見直しが必要です。それには介護利用者・事業者・労働者の「共同」したたたかいが鍵を握っています。

2014年介護制度大改悪

- 1 要支援1・2のヘルパー・デイサービスを介護保険から外し、市町村事業化（「新総合事業」に移行）
- 2 特別養護老人ホームの新規入所は原則「要介護3以上」に
- 3 一定以上の所得者（年金収入280万円以上）は2割負担に
- 4 非課税者の施設食事・部屋代軽減に預貯金（1千万円未満）・配偶者（非課税）要件

2017年介護制度大改悪

- 1 “現役並所得者”（単身340万以上、夫婦463万以上）に3割負担の導入。
- 2 介護給付費への納付金を「総報酬割」による納入に（健保組合と共済組合の組合員の負担増と協会けんぽに対する国庫補助の肩代わりの打ち切り）。
- 3 市町村の保険者機能の抜本強化、「自立支援、重度化防止、給付費の適正化」などを口実に給付費削減の押し付け。
- 4 介護療養病床の廃止・転換、医療療養病床の削減、介護医療院の新設。
- 5 「『我が事』『丸ごと』地域共生社会」の実現の一環としての「共生型サービス」の創設。
- 6 その他：高額介護費の負担上限の引き上げ、福祉用具の見直し、生活援助の人員基準の緩和、通所介護などの給付の「適正化」等々。

さらに、①要介護1・2の“軽度者”に対する生活援助サービスの地域支援事業への移行、②訪問介護の人員基準を緩和し、それに応じて報酬を下げること、③通所介護などの給付の「適正化」などを狙っています。

わたしたちの要求

- 1 「介護離職ゼロ」を実現すること。介護が必要なすべての人に、十分な介護が安心して受けられるようにすること。
- 2 生活援助をはじめとする介護サービスの削減や利用者負担の引き上げを実施しないこと。
- 3 必要なサービスを受けられるよう、制度を抜本的に見直すこと、特養ホームなどの整備を早急に行うこと。
- 4 介護報酬を大幅に引き上げること。
- 5 介護労働者の賃金労働条件の大幅改善をおこない、人材確保対策を抜本的に強化すること。
- 6 以上を実現するために、介護保険料の引き上げはおこなわず、国の責任で必要な財源を確保すること。

保育 経済優先、保育の市場化で 放置される子どもの権利



ポイント

- 1 保育は、子どもの権利。その保障は国と自治体の責任。
- 2 安倍内閣の保育政策は、規制緩和と市場化、詰め込みと無資格者の活用。

待機児童の解消は急務——保育環境と保育の質が大事

「保育園落ちた。日本死ね」というネット投稿をきっかけにして、保育園の待機児童問題が大きな社会問題となりました。待機児童問題の背景には、日本の労働者の賃金低下に伴う勤労の必要性の強まりと、育児と勤労の両立保障の貧弱さがあります。保育園が思うように増やせないのは、保育士の不足であり、それは保育士の劣悪な賃金・労働条件が原因です。また、子どもの人権保障から言えば、貧しい国の職員配置基準の改善が必要です。保育所の実際の保育士配置数は国基準の1.8倍となっています。ある保育所では、国の基準では7人のところ、子どもの安全と発達保障を考えて実際には13人配置しています。

2015年4月に「子育て新制度」がスタートしましたが、認可保

育所などの公的保育制度を後退させ、保育の規制緩和と市場化をねらったものでした。また、安倍内閣の待機児童解消策は、無資格者による保育や最低基準の切り下げによる詰め込みで、子どもの安全・安心が守られないものです。保育は、子どもの権利です。その保障は国と自治体にあることをはっきりさせて、すべての子どもたちが安全・安心の保育が受けられるよう、わたしたちおとながとりくんでいきましょう。

17 待機児童数及び保育利用率の推移



18 貧しい国の配置基準

0歳児	おおむね3人に1人
1、2歳児	おおむね6人に1人
3歳児	おおむね20人に1人
4、5歳児	おおむね30人に1人

19 実際の保育所平均の保育士配置数は国基準の1.8倍

調査	園児数及び保育指数	年齢別平均園児数						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
1. 調査	①園児数と構成比	94.1人	7.4%	13.8%	17.0%	20.9%	21.1%	20.1%
	②①に基づく推計値	94人	7人	13人	16人	19人	20人	19人
2. ②に対する国の保育士配置基準定数	9.41 (a+b+c+d) 【増減】 9人配置【100%】	a2.33人 (7/3)	b4.83人 (29/6人)	c0.95人 (19/20)	d1.3人 (39/30)			
3. 調査	保育士総数 (構成比) 15.9人【176.6】	3.5人	3.5人	3人	2人	2人	2人	
	正規 (56.0) 8.9人	2人	2人	1.9人	1人	1人	1人	
	非正規・パート (44.1) 7.0人	1.5人	1.5人	1人	1人	1人	1人	

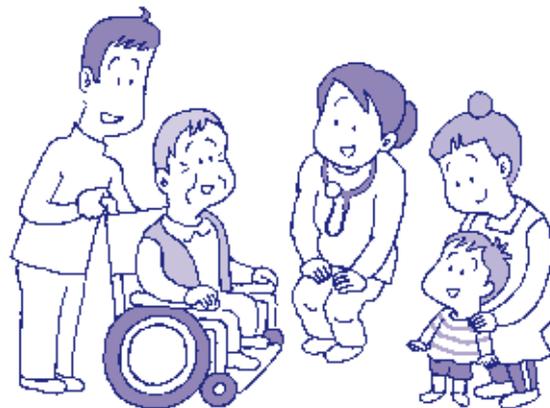
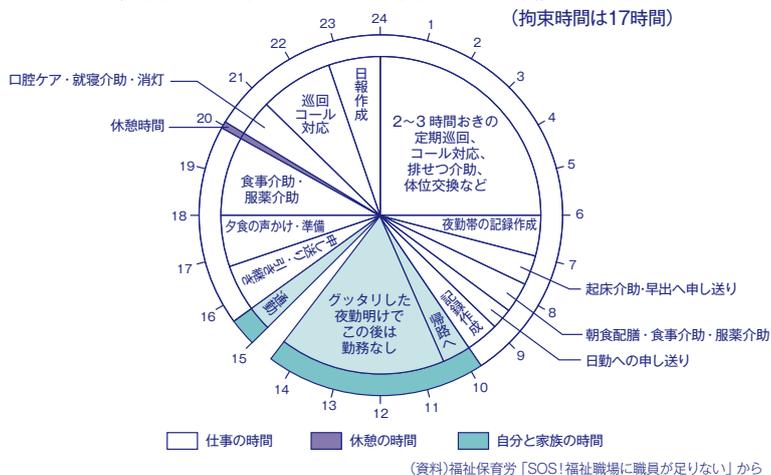
(資料) 全国保育協議会「全国の保育所実態調査報告書2011」(2012年9月刊)のデータに基づき作成

わたしたちの要求

- 1 子どものいのちと安全・発達を保障するために、保育の環境と基準を改善すること。
- 2 認可保育所等を整備し、待機児童をただちに解消すること。
- 3 保育労働者の賃金・労働条件を抜本的に改善すること。人材確保と職員配置基準の見直しをおこなうこと。
- 4 保育料を大幅に引き下げること。

医療・介護・保育で働く人の賃金・労働条件の改善と人材確保は急務

介護職：始業 16:00～終業 9:00 勤務の一例
(拘束時間は17時間)



1 医師不足・勤務医の長時間過密労働は深刻

医師不足と勤務医の長時間過密労働は深刻です。過労死ラインの週60時間以上働く勤務医は男性では27.7%、女性では17.3%となっています(実際はもっといわれていると言われています) [「医師10万人調査」17

年4月]]。全国医師ユニオンの調査では、79%の勤務医が、当直明けの連続勤務で集中力や判断力が低下すると答えています。

2 看護師が足りない——夜勤など激務で高い離職率

2交替病棟は病棟全体の37.2%もあり、その内43.1%が16時間以上となっています。夜勤回数では、看護師確保法の基本指針に抵触する、「3交替制で月9回以上」は23.9%、「2交替制16時間以上で月4.5回以上」は26.9%となっています(日本医労連

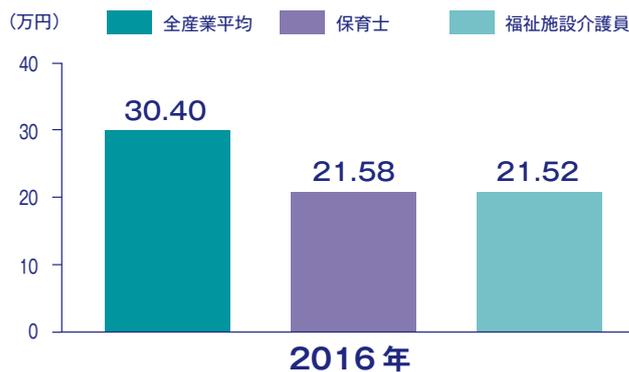
「2017年度夜勤実態調査」より)。2015年度の常勤看護職員の離職率は10.9%もありました(日本看護協会調査)。現行の150万看護師体制から厚労省がいう200万看護師体制ではなく300万人看護師体制にしていかななくてはなりません。

3 介護労働者、保育士の賃金——全産業平均より9万円低い賃金

介護労働者の所定内給与(ホームヘルパー21万3千円、福祉施設介護員21万5千円、ケアマネージャー25万6千円)は、全産業の労働者平均の30万4千円より、9万円低い水準です(厚生労働省2016年「賃金構造基本統計調査」結果)。労働条件も、介護施設労働者では1人夜勤の16時間勤務が多く、訪問介護労働者は非正規労働者がほとんどです。腰痛やメンタルヘルスなどの労災・職業病も多発しています。

保育士の所定現金給与額も21万6千円で全労働者平均より9万円低くなっています。

全産業平均との賃金比較では
(厚生労働省賃金構造基本統計調査より)



☆所定内賃金(時間外勤務手当、深夜・休日・宿日直・交替手当などを除くもの)

どの子どもも安心して学べるように ひとしく教育を受ける権利の保障、教育の無償化の実現を

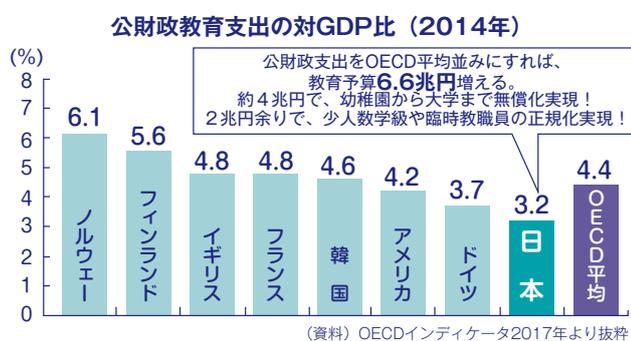


ポイント

- 1 若者の貧困をなくすには、教育の無償化、まともな雇用、低廉で快適な住まいの提供が決定的。
- 2 安心して結婚でき、子どもを産み、育てることできる環境整備が、少子化問題の解決の道。

1 日本の教育費負担は異常—公的負担をOECD並みに増やせ

20 日本の教育機関への公財政支出をOECD平均並みに



日本の教育費負担は異常です。幼稚園・小学校・中学校での教育費は公立で400万円（すべて私立だと約1,500万円、文科省調べ）、高校・大学で900万円（日本政策金融公庫調べ）、合わせて1,300万円も必要です。憲法26条で保障されている「ひとしく教育を受ける権利」と「義務教育の無償」が、あまりにも形骸化されています。

異常な教育費負担の原因は、教育への公的支出があまりにも少ないことです。OECD並みに教育予算を増やせば6.6兆円もの財源が生まれます。

2 社会人になる前に借金を背負わせるな—給付奨学金制度の拡充を

21 諸外国の給付奨学金制度

	アメリカ (2012年)	イギリス (2014年)	ドイツ (2013年)	フランス (2013年)	韓国 (2015年)	日本 (2018年)
人数	896万人	55万人	67万人	47万人	130万人	2万人
奨学金	最大 44.7万円 平均 28.1万円	59.1万円	親と同居 63.0万円 親と別居 89.1万円 ※半額給与	47.5万円	7.2万円～ 55.8万円	24万円～ 48万円 ※非課税世帯 対象
大学授業料	州立 66.4万円 私立 193.1万円	国立 166.1万円	一般学生 に対する 授業料徴 収はなし	国立 1.8万円	国公立 43.9万円 私立 78.7万円	国立 53.6万円 私立 74.6万円～ 273.7万円

(資料) 文部科学省「諸外国の教育統計」 ※日本については文部科学省資料から全教が作成

奨学金問題も大きな社会問題となっています。日本の大学生の2人に1人、全体で141万人もの学生が利用していますが、その大半が貸与制でしかも約7割が有利子です。給付奨学金制度はやっと2018年度から始まりますが（2017年先行実施）、非課税世帯が対象で、「国公立自宅通学月2万円、私学自宅通学・国公立自宅外通学3万円、私学自宅外通学4万円」という極めておそまつな内容です。

3 教職員の多忙化も深刻—教育の充実のためにも教職員の増員を

1クラスの子どもの数が多すぎると、ゆきとどいた教育が十分にできません。少人数学級にして、教職員を増やすことが必要です。

教職員の多忙化・過重労働も深刻です。教員の1週間

あたりの平均労働時間は、小学校で57時間25分、中学校で63時間18分で、過労死ラインの週60時間以上働く教員は、小学校で33.5%、中学校で57.6%もいます（文科省「教員勤務実態調査」2017年4月発表）。

わたしたちの要求

- 1 教育予算をせめてOECD加盟35カ国の平均であるGDP比まで増額すること。
- 2 国の責任で小学校から高校まで少人数学級に（当面35人学級に）すること。障害児学級・学校の過大・過密を解消すること。
- 3 世界に類例のない「所得制限」はやめて「高校無償化」を復活すること。私立学校も無償化すること。
- 4 給付奨学金制度を拡充すること。奨学金返済の免除・軽減措置を拡大すること。
- 5 教育の充実のために教職員を大幅に増員するとともに、教職員の長時間過密労働を解消すること。

1 適切な住居の提供は国の義務

労働者・国民の「住まい」の問題は、人間らしい生活を送る上での基本的な条件の一つです。それは、この間の阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとする一連の震災の経験からも明らかです。ILO（国際労働機関）は、「労働者住宅に関する勧告」を1961年に採択していますが、その前文で「労働者の住宅は彼の幸福においてもっとも重要な要素の一つである。住宅の良否は決定的な重要性を持つもの」と指摘しています。国連は、「人間居住会議」(ハビタット)を20年毎に開催していますが、その1976年の第1回会議の「バン

クーバー宣言」では、「政府は、人々に適切な住居とサービスを保障する義務があり、それは最も不遇な人々に対してなされるべきである」とし、1996年の第2回会議の「イスタンブール宣言」では、「適切な住居に住む権利を、完全かつ前進的に実現するものであることを改めて宣言する。すべての人々とその家族に対し、低廉で快適な住まいに平等に到達できることを確実にする」こととしています（両方とも日本政府は賛成）。

2 若者の貧困の問題が住まいに現れている

非正規労働の拡大に伴う若者の貧困の拡大が大きな社会問題となっていますが、それは住まいの問題に集中的に現れています。全国及び東京の民間賃貸住宅の平均家賃は、全国が「1部屋48,132円、2部屋57,934円、3部屋66,824円」、東京が「1部屋66,810円、2部屋87,402円、3部屋100,213円」で、全国平均の若者単身世帯の住居費負担は男性で21.6%、女性で31.1%にも及んでいます。有限会社ビッグイシュー日本の調査は、首都圏と関西圏の「親と同居以外の別居の若者の住居費負担」について、「3割以上という重い負担が57%に達し、負担率5割以上という異様に過酷な状態の人たちが30%

を占める。住居費は硬直性の高い支出であるため、長期にわたって、彼らの家計を圧迫し続けている」と指摘しています。未婚で年収200万以下の若者の親との同居率は77.4%に及び、NPO法人ホットプラスの代表理事の藤田孝典さんは、若者の親との同居について、「檻のない牢獄と化した実家」と評しています。

公的賃貸住宅も、この間、公営住宅、UR賃貸住宅、公社賃貸住宅合わせて、5万1千戸も減少し、入居基準も公営住宅ではこの間入居収入基準が3人世帯で月収20万円以下から15万8千円以下と大きく切り下げられ、応募そのものができなくなってきています。

22 民間賃貸住宅の平均家賃（首都圏、関西圏）

(単位：円)

都道府県	1部屋	2部屋	3部屋
東京都	66,810	87,402	100,213
神奈川県	55,515	76,329	88,144
埼玉県	50,271	62,059	74,865
千葉県	49,713	60,577	73,671
大阪府	49,107	66,904	72,293
京都府	50,953	67,423	82,087
兵庫県	48,023	66,809	77,206
全国計	48,132	57,934	66,824

(資料) 全国賃貸住宅経営者協会の2015年2月調査

24 若年世帯における住居費負担の増大

(単位：%)

	1969年	1979年	1989年	1999年	2009年
男性	4.5	8.5	11.8	14.6	21.6
女性	5.6	11.1	17.8	24.2	31.1

(資料) 国交省が住宅地分科会に提出した資料から、30歳未満の勤労単身世帯の1ヵ月当たりの平均消費支出に占める住居費の割合。総務省「消費実態調査」

23 未婚・年収200万円未満の若者の親との同居率

年齢	男性(%)	女性(%)	全体(%)
20~24歳	82.6 (66.4)	81.0 (70.9)	81.8 (68.6)
25~29歳	77.6 (56.4)	73.4 (63.4)	75.8 (59.6)
30~34歳	81.3 (55.9)	74.6 (61.2)	77.7 (58.1)
35~39歳	74.8 (55.7)	78.5 (59.2)	76.4 (57.1)
合計	78.4 (59.4)	76.4 (65.1)	77.4 (61.9)

(注) 未婚・年収200万円未満の若者を対象に調査(2014年)。カッコ内は未婚の若者全体を対象にした参考数値(2010年国勢調査)。対象地域は、いずれも首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)と関西圏(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)

(資料) ビッグイシュー基金「住宅政策提案・検討委員会」の若年・未婚・低所得層の住居実態調査(2014年12月発表)

25 「住生活基本計画」策定後の公的賃貸住宅の推移

(単位：戸)

種別	2006年度	2009年度	2013年度	8年度間増減
公営住宅	2,190,438	2,179,505	2,162,316	▲28,122
UR賃貸住宅	768,608	763,507	748,394	▲20,214
公社賃貸住宅	150,003	149,044	147,300	▲2,703
公的賃貸計	3,109,049	3,092,056	3,058,010	▲51,039

(資料) 国交省資料から作成

わたしたちの要求

- 1 若者、低所得者を対象とする国による家賃補助制度を創設すること。
- 2 公営住宅を中心とする公的賃貸住宅の全面的な充実・整備をおこなうこと。
- 3 住宅弱者(住宅確保要配慮者)に対する居住支援を抜本的に強化すること。
- 4 全国的な住宅改修助成制度を確立するし、国民の住宅の改善をおこなうこと。

社会保障は基本的人権

わたしたちが人間らしく生きていく上で必要不可欠な基本的権利

今まで見てきたように、安倍内閣の5年間（2013～17年）で、社会保障制度の変質・解体が進められ、労働者・国民の中に格差と貧困が広がり、いのちとくらしの危機がいつそう深刻化しました。「戦争と貧困はメダルの裏表」です。安倍内閣＝自公連立政権による9条改憲、「働き方改革」を絶対に許さないとともに、労働者・国民のいのちとくらしを守るたたかいを強め、日本国憲法で保障された国民の「生命、自由及び幸福追求の権利」（13条）、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（25条）を保障させていきましょう。

社会保障は基本的人権です。主権者は“わたしたち”であり、国や地方自治体には「憲法尊重擁護義務」があるのです。

日本国憲法より抜粋

〈前文〉

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

〈第9条〉

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

〈第12条〉

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

〈第13条〉

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〈第25条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〈第26条〉

すべて国民は、法律の定めによるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②義務教育は、これを無償とする。

〈第97条〉

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〈98条1項〉

この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は効力を有しない。

〈第99条〉

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

- 1 このパンフレットを使って、職場・地域で学習会を開催しましょう。
- 2 この間の安倍内閣の社会保障変質・解体攻撃を徹底的に暴露する宣伝行動を強めましょう。
- 3 中央社保協・全日本民医連・全労連の「国の責任で社会保障の拡充を求める請願」署名（*）など、教育・社会保障の充実を求める各種の署名を集め、国会と内閣・各省庁に届けましょう。

（*）署名の請願項目：

- 1 地域に必要な、医療、介護、福祉、年金、障害、教育・子育て支援、生活保護等の制度・体制を国の責任で拡充してください。
- 2 不公正税制をただし、富裕層・大企業に応分の負担をさせ、防衛費や大型開発など税金の使い方を見直し、国の責任で社会保障予算を大幅に増額してください。